

割当方式検討タスクフォース（第2回） 事業者ヒアリング ご説明資料

2023年3月14日

楽天モバイル株式会社

目次

1 ミリ波等の高い周波数帯への条件付オークションの適用について

2 条件付オークションにおける割当ての条件について

3 オークション割当て済周波数のフォローアップについて

4 条件付オークションにおける落札金額について

1. ミリ波等の高い周波数帯への条件付オークションの適用について

①基本的な考え方

- オークション方式は、経済的価値の考慮の度合いが大きく、以下の懸念があります
 - 「**落札額の過度な高騰**（とそれによるインフラ投資の遅れや利用者料金への転嫁）」
 - 「**特定事業者への周波数の集中**（とそれによる公正競争の後退）」
- 周波数割当ては国民共有資源の配分であり「公共の福祉の増進」を基本とすべきであることから、**条件付きオークションは、上記懸念を完全に払拭しない限り選択するべきではありません**
- 仮に条件付きオークションを選択する場合は、**最低限、以下の諸点を実現する必要があると考えます**
 - ①特定の事業者に周波数が集中することのない仕組みであること
 - ②資金力のある事業者だけが周波数を獲得できる仕組みではないこと
 - ③各事業者が同等の条件で競争するために必要な割当幅が確保される仕組みであること
 - ④後発事業者育成の視点が加味された仕組みであること
 - ⑤電波の有効利用に資する時々の政策目的を実現できる仕組みであること

②ミリ波におけるオークション制度

- 一方で、ミリ波に限っては、空き帯域が豊富にあり、特定事業者への周波数の集中や落札額の過度な高騰といった上述の懸念が想定しづらいものの、後発事業者に配慮した制度設計がなされるべきと考えます

2. 条件付オークションにおける割当ての条件について(1/2)

①周波数キャップについて

- 事業者間の公正な競争を促進するためには、後発事業者が既存事業者と同等のサービスを提供できるよう、後発事業者へ最低限必要な周波数帯域を割り当てること、周波数帯域を保有しない事業者へ配慮した周波数キャップの設定が必要と考えます
- 周波数は帯域ごとにその特性は異なることから、その特性を踏まえ、周波数帯ごとに事業者の保有する周波数数量上限を設定するべきと考えます

②競り上げのラウンド制限について

- 本来周波数オークションは、該当の周波数において各事業者が生み出せる価値を正しく比較するものと認識しておりますが、外部環境の変化なども含め、事業者は予めその価値を確実に把握することはできないため、無制限に競り上げを行う場合、過度な落札額の高騰につながる恐れがあると考えます
- 従って、競り上げを行う場合は、価格の高騰が抑えられるよう、競り上げ回数を1回に留めるべきと考えます

2. 条件付オークションにおける割当ての条件について(2/2)

③ 割り当てる周波数幅やブロック数について

- 落札額の過度な高騰を防ぐため、十分な周波数の割当て幅、割当てブロック数の確保が必要と考えます
- 同時に、割当て幅・割当てブロック数の設定においては、諸外国の先行事例やエコシステム等を考慮し、国際標準に配慮した設定を行うことが望ましいと考えます

④ 割当て単位について

- ミリ波帯等の高い周波数帯は、その特性から、都心の混雑エリアや社会課題解決／ビジネス利用等のスポット的な活用が基本となると考えます
- 需要に応じて都市部が優先的に整備されることは想定されますが、移動体通信事業者は全国でのサービス展開を行うことから、全国各地で需要に応じた整備が見込まれ、需要への柔軟な対応のため割当単位は全国とすることが望ましいと考えます

⑤ 排他的申請権の期間について

- ミリ波帯等の高い周波数帯についても、事業運営の安定性や投資コストの回収等に配慮すべきであり、整備コストも他の帯域と同等に必要なことから、少なくとも現行の制度と同等程度の期間が必要と考えます

3. オークション割当て済周波数のフォローアップについて

①条件の遵守状況に関する監督について

- 条件付きオークションで付与された条件の遵守状況については、既存の「電波の利用状況の調査」相当のスキームの中で監督するのが望ましいと考えます

②排他的申請期間満了後の再オークションについて

- 現行電波法における周波数の再割当てと同様のスキームにより、需要に応じた割当てを行うことが可能であり、必ずしも、排他的申請期間の満了に起因した再オークションを行うことは不要と考えます

4. 条件付オークションにおける落札金額について

①最低落札額について

- 条件付きオークション全体の制度設計、特にオークション方式等を勘案し、最低落札額設定の要否を検討する必要があると考えます

②落札額の支払い方法について

- 既に現行の割当て制度においても、特定基地局開設料制度が設けられていることから、条件付きオークションにおける落札額の支払い方法については、特定基地局開設料と同様の支払い方法であることが望ましいと考えます

③オークション収入の用途について

- 日本の携帯電話事業の更なる発展や国際競争力強化に向けた活用を希望します
- 具体的には、電気／光ファイバー等の配備が困難なエリアにおける基地局設置への補助・助成や、Beyond 5Gの実現に向けたO-RANの普及促進に係る補助・助成等を行うべきと考えます

Rakuten Mobile